

## 財務 VOL.62

## 贈与税に係る『特例措置』いろいろ

前号においては、贈与税計算の基本的な仕組みについてお伝えさせて頂きました。今号におきましては、贈与税に関する各種特例(非課税措置)について取り上げます。

### I 配偶者控除

この制度につきましてはご存知の方も多いでしょう。ただ、一度に多額の贈与が可能で、相続税対策として非常に有効な手段であるにも関わらず、意外にも実際の活用はそれほど多くないようです。あらためて再確認させて頂きます。

概要は下記の通りです。

**婚姻期間が20年以上の夫婦間で、自己の居住用不動産(居住用不動産取得資金を含む)を配偶者に贈与した場合には、2,000万円(実際には基礎控除110万円を加えて2,110万円)までは贈与税がかかりません。**

- ・ 「婚姻期間が20年以上である」とは、婚姻の届け出があった日から贈与があった日までの期間により計算します。
- ・ **贈与を受けた人が、これらの居住用不動産に贈与日の翌年3月15日までに居住し、かつ、引き続き居住する見込みであることが必要です**(贈与を受けた時点において、不動産業者を通じて既に他に売却することが予定されていたため否認された事例がありますのでご注意ください)。

手続きは至って簡単です。まずは無税の範囲内で贈与を行うかどうかを意思決定して下さい。無税の範囲内で行うと決められた場合は、不動産の評価作業に移ります。家屋については「固定資産税評価額」が評価額となりますので計算は容易ですが、土地の評価については専門的な知識が必要となりますので専門家に依頼されるとよいでしょう。贈与する物件、面積等を決定したら贈与証書を作成し、登記手続きを行えば終了です(公証役場で確定日付を受けられると確実です)。

また、相続による所有権移転の場合と比較して、贈与の場合は、登録免許税や不動産取得税の負担が増加しますのでご注意ください。

この特例を活用する上でのもうひとつの大きな利点は、「**当該贈与が相続開始(死亡日)前3年以内の贈与であっても、相続税の対象となる財産に加算する必要はない**」ということです。

例えば、医師から余命数ヶ月の宣告を受けた段階で慌てて贈与を実行したところで、それらの贈与が相続開始前3年以内であればすべて相続財産として加算され、相続対策としては無意味となります。ですが、この特例は別です。**相続開始が差**

**し迫ったタイミングでの数少ない相続税対策のひとつとしてご認識下さい。**

### II 住宅取得等資金の贈与に係る非課税

お子様等が新居を購入される際の援助のためにまとまった資金を贈与される場合には確実に活用したい制度です。

概要は下記の通りです。

**平成26年中に、直系尊属(父母・祖父母)から、自己の居住用不動産の取得資金の贈与を受けた場合には、500万円(省エネ又は耐震面で一定の基準を満たす場合には、1,000万円)までは贈与税がかかりません。**

適用要件として、

- ・ 受贈者は贈与を受けた年の1月1日で**20歳以上**。
- ・ 受贈者の贈与を受けた年の所得金額**2,000万円以下**。
- ・ 住宅取得資金は、受贈者の居住用家屋とその敷地の取得・新築等のために贈与者から受贈者に贈与されたもの。
- ・ 受贈者は贈与の翌年3月15日までに住宅取得資金の全額を居住用家屋・敷地の取得や新築などに充て、居住すること。

### III 特定障害者に対する贈与税の非課税制度

**特別障害者**(障害者のうち重度の障害を持つ者)の親族が、障害者のために、信託銀行等を通じて、障害者を受益者とする信託契約を設定した場合、税務上は「受益者である障害者に対する信託受益権の贈与」とみなされるところ、**6,000万円までは贈与税を非課税とする制度があります。**

昨年、この制度に改正が加えられ、特別障害者以外にも一定の一般障害者が対象(中度・軽度の知的障害者の方、精神障害[2又は3級]の方等)に加わり、制度名も「**特定障害者の贈与税の非課税信託**」と改められ、**一般障害者の非課税枠3,000万円が追加されました。**

※ **上記II、IIIの非課税の適用を受けた贈与財産についても、Iと同様、当該贈与が相続開始前3年以内であっても相続税の計算に加算する必要はありません。**

上記以外にも有効な相続税対策として昨今利用実績が増えてきているものとして「**教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置**」がありますが、これについては当レポート『財務VOL.53』にて詳しく解説しておりますので、今一度ご確認ください。